

議案第 57 号

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「北本市の長の選挙における候補者（以下「長の候補者」という。）」を「議員及び長の候補者」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「長の候補者」を「議員及び長の候補者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される北本市の議会の議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された北本市の議会の議員の選挙に

については、なお従前の例による。